

平成28年 第1回熊本市災害義援金配分委員会

日時：平成28年5月25日(水) 10時～

会議：委員5名出席（1名欠席）

【審議結果】

① 基本的な考え方

- 義援金の配分については、迅速性・公平性の観点から検討する必要がある。県決定に連動し、全壊世帯と同額を配分する
- しかしながら、被害の実態や義援金総額が明らかでない中においては、当初に一定のルールを設定した後も、寄せられた金額に応じて対象の拡大や配分額の増額を決めていくことにならざるを得ない。

② 第1次配分

- 熊本県分：市への第1次配分における対象者・対象額どおり配分する。
- 市受入分：市配分額は県第1次配分額の1割と設定し、県分に上乗せして配分する。

- ・死亡者 220千円(県配分200千円+市分20千円)
- ・重傷者 22千円(県配分20千円+市分2千円)
- ・全壊 220千円(県配分200千円+市分20千円)
- ・大規模半壊・半壊 110千円(県配分100千円+市分10千円)

対象		第1次		配分基準額 (合計)
		県決定	市独自	
人的被害	死亡者	20万円	2万円	22万円
	重傷者	2万円	2千円	2万2千円
住家被害	全壊	20万円	2万円	22万円
	大規模半壊	10万円	1万円	11万円
	半壊			